入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年5月9日

支出負担行為担当官

東北農政局長　木内　岳志

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　04

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　津軽北部二期農業水利事業　若宮機場ポンプ設備改修工事

⑶　工事場所　青森県北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮地内。

⑷　工事内容　ポンプ設備工　1式(分解整備)　横軸斜流ポンプ　φ1000㎜　1台（若宮幹線系常時ポンプ)、横軸斜流ポンプ　φ1500㎜　1台（若宮幹線系洪水ポンプ)、横軸斜流ポンプ　φ1200㎜　1台（鳥谷川系常時ポンプ)、横軸斜流ポンプ　φ1500㎜　2台（鳥谷川系洪水ポンプ)、横軸斜流ポンプ　φ900㎜　1台（若宮1号系1号常時ポンプ)、横軸斜流ポンプ　φ500㎜　1台（若宮1号系2号常時ポンプ)。

付帯設備工　1式（分解整備又は更新）

⑸　工期　平成35年3月24日まで。

⑹　本工事は、提出された技術資料に基づき、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準A型）の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑺　本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

⑻　本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。)を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。)結果の公表及び監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。

⑼　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の1年間東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事である。

⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑾　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑿　本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。)の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者であって、紙入札方式(持参又は郵送)の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得たものは、紙入札方式に代えることができる。

⒀　本工事は、「共通仮設費のうち営繕費（労働者送迎費、宿泊費、借上費)」及び「現場管理費のうち労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)」等について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合並びに建設資材の調達に要する費用（購入費、輸送費）について、通常調達する地域内の需給状況から、工事を円滑に実施するために遠隔地から調達せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策等に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、これら費用の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⒁　本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

⒂　本工事は、土曜・日曜日に工事現場（現場事務所を含む。)を完全閉所して事務処理等を含めて一切の現場作業を行わない「土日完全休工」を促進するモデル工事であり、土日完全休工の実績に応じて工事成績評定において加点評価を行う工事である。

⒃　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

⒄　本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの試行工事である。

2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしている者であること。

①　予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

③　東北農政局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち機械器具設置工事に係る一般競争参加資格の確認を受けていること。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再確認を受けている者であること。

④　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記2⑴③の再確認を受けた者を除く。

⑤　次に掲げる施工実績を有すること。

ア　平成14年4月1日以降に、元請けとして自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。

なお、「自ら製作」とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力（総合的な企画、調整及び指導）があることを条件としたものである。また、据付も同様である。

イ　同種工事とは、ポンプ設備の製作据付工事とする。

ただし、当該実績が各地方農政局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑥　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間においては工事現場への専任を要しない。また、本工事の工場製作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の専任は要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。なお、必ずしも一人の技術者である必要はなく、工場製作・現場据付時で別の技術者を配置しても差し支えない。

ア　建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者であること。なお、建設業法に示す実務経験とは「機械器具設置工事業」とする。

イ　監理技術者は、監理技術者資格者証（機械器具設置工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ　上記2⑴⑤に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。なお、経常建設共同企業体にあっては、一人の主任技術者又は監理技術者が上記2⑴⑤に掲げる同種工事の施工経験を有すること。

工場製作における配置予定の技術者と据付工事における配置予定の技術者が異なるときは、工場製作における配置予定技術者は工場製作の施工経験を、据付工事における配置予定技術者は据付工事の施工経験を有するものであること。

ただし、当該経験が各地方農政局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。